

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金利子補給金
補助事業等の目標	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦家庭が生活の安定と向上を図るため、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けを受け、当該貸付金の償還をする者に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付し、もって母子家庭等の福祉の向上に寄与する。
補助事業等の対象者	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けを受け、当該貸付金の償還をする者。 ただし、利子補給金の交付を受けられる者のうち、交付申請時において償還すべき期限内に返済が行われていない部分があるものについては、資金の種類を問わず、その償還が完了するまで利子補給金の交付は行わない。
補助対象経費	利子補給金の額は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けを受け、その償還をする場合の支払利子。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けを受け、その償還をする場合の支払利子に相当する額。 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 利子相当額を補助することとしているため。
補助事業等の評価	当該貸付金償還状況をもとに担当部署により利子補給の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成9年4月1日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が3年を超える場合の理由】 国の母子家庭等福祉施策に基づき、3年を超え継続することが必要である。
情報の公表の方法等	補給件数、補給金額等を諏訪市ホームページにて公表する。

<p style="text-align: center;">その他</p>	<p>利子補給金を受けようとする者は、諏訪市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金利子補給金交付申請書(様式第2号-1)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 資金貸付決定通知書(初年度のみに限る。)</p> <p>(2) 償還金領収書</p> <p>申請書の受付期間は、次のとおりとする。</p> <p>第1期：受付期間 10月1日から10月10日まで</p> <p>第2期：受付期間 3月16日から3月25日まで</p> <p>市長は、申請に基づき調査を行い、適当と認めるときは、諏訪市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金利子補給金交付決定通知書(様式第3号-1)によりその旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>利子補給金の交付時期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期：償還期間が4月から9月までの分 10月交付</p> <p>第2期：償還期間が10月から翌年3月までの分 翌年4月交付</p>
<p style="text-align: center;">提出書類</p>	<p>諏訪市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金利子補給金交付申請書(様式第2号-1)</p> <p>資金貸付決定通知書(初年度のみに限る。)</p> <p>償還金領収書</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。</p>
<p style="text-align: center;">担当部署</p>	<p>諏訪市 健康福祉部 こども課 子育て支援係</p>

平成27年7月31日 一部改正